

協会けんぽ
埼玉支部

健康保険委員だより



毎月発行・無料
メールマガジン
「彩メール」

令和6年度健康保険委員表彰式を開催しました

令和6年11月25日（月）にロイヤルパインズホテル浦和において、日本年金機構との共催で年金委員・健康保険委員功労者表彰式を開催いたしました。

協会けんぽ埼玉支部では、健康保険事業の推進・発展のためにご尽力いただいている健康保険委員の方々の永年の活動やご功績に対しまして、10名の方を表彰させていただきました。

令和6年度受賞者の皆様

支部長表彰 10名 ※50音順

神作 孝治	様	(有限会社 アジア工研)
坂口 直子	様	(株式会社 二光製作所)
佐藤 啓一	様	(大総プロミシング 株式会社)
佐藤 詩織	様	(株式会社 新星)
関 貴昭	様	(株式会社 白川製作所)
富田 恵美子	様	(株式会社 ウエルネスジャパン)
浜 礼子	様	(有限会社 浜製作所)
浜田 まゆみ	様	(株式会社 早田工務店)
吉田 慶	様	(株式会社 吉田自動車)
吉田 真奈美	様	(株式会社 吉田工務店)



※公表に同意された方のみ掲載しております。

お知らせ

埼玉支部公式 LINE 始めました！

登録はこちらから！

協会けんぽ埼玉支部では、公式LINEを始めております！
皆様に健康情報を発信していきますので、ぜひご登録ください！

LINE ID
▶@kenpo_saitama



健康保険委員研修会の様子を動画で配信いたします

令和7年1月21日（火）に開催された健康保険委員研修会の動画を健康保険委員の皆様にもむけて
限定配信いたします。

詳しくは、**同封のチラシ**をご覧ください！

情報提供サービス（事業主様向けサービス）のご案内

情報提供サービスでは、**生活習慣病予防健診の対象者一覧**をCSV形式でダウンロードしていただけます。
令和7年度生活習慣病予防健診対象者は令和7年2月10日（月）
からダウンロードできます。
ぜひ、ご活用ください。

情報提供サービスについて詳しくはこちら▶

協会けんぽ 情報提供サービス 検索



インセンティブ制度 ご存じですか？

☆インセンティブ制度とは？

加入者・事業主の皆様の健康づくりへの取組実績に応じて、保険料率が引き下げられる制度です。健診実施率などの5つの評価指標に基づいて、全国47支部を順位づけし、上位15支部の保険料率が引き下げられます。

※令和5年度の取組結果は令和7年度の保険料率に反映されます。

令和5年度のインセンティブ制度の結果をお知らせいたします！

特定健診等の実施率

46位 ↓ (前年度42位)

特定保健指導の実施率

45位 ↑ (前年度47位)

特定保健指導対象者の減少率

36位 ↓ (前年度31位)

要治療者の医療機関受診率

35位 ↓ (前年度30位)

ジェネリック医薬品の使用割合

17位 ↓ (前年度12位)

総合 ↓

46位 / 47位
(前年度45位)



5つの指標の順位を上げる取組みにご協力ください。

詳しくはこちら▶

協会けんぽ インセンティブ

検索

退職後や扶養から外れた後は 保険証または資格確認書を使うことはできません！！

誤って退職日の翌日以降に保険証または資格確認書を使用された場合は、協会けんぽが負担した医療費を、後日、ご退職された方へ直接請求しております。返還していただけない場合は、裁判所への督促申立てなど法的手続きをとることがあります。

保険証・資格確認書が使えなくなる時

会社で働く加入者ご本人 (被保険者)

- 退職した日の【翌日】から
- ご本人様が75歳になった日から

被保険者様のご家族 (被扶養者)

- 就職等により被扶養者でなくなった日から
- 被扶養者ご自身が75歳になった日から
- 被保険者が退職した日の【翌日】から
- 被保険者が75歳になった日から

退職者や扶養から外れた方の
保険証・資格確認書の
速やかな回収にご協力ください

保険証

資格喪失届に保険証を添付して返却してください。

資格確認書

有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。
有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。



全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ

〒330-8686
埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター(JACK大宮)16階

電話

048-658-5919 (代表)